8-7

リフレッシュサポートのご案内

西武健康保険組合(以下、「西武健保」という)に加入する被保険者および被扶養者は、健康保持および心身のリフレッシュのため、下記のサポートの対象とする宿泊施設(以下、「対象施設」という)の施設利用料金に対し補助を受けること(以下、「リフレッシュサポート」という)ができます。

- ○西武グループが運営する宿泊施設のうち西武健保と提携した宿泊施設(以下、「西武グループ 提携施設」という)
- ○西武グループ以外の宿泊施設のうち西武健保と提携した宿泊施設(以下、「提携宿泊施設」という)
- ※対象施設は、「提携施設一覧表」(9-4 参照)または、西武健保のホームページをご覧ください。

(1)申請方法

ICT ツール「Pep Up」による電子申請

(2)対象者

西武健保に加入の被保険者および被扶養者

(3)利用泊数

西武グループ提携施設および提携宿泊施設でそれぞれ単年度2泊まで(連泊利用も可能)

※「被保険者証」等の記号・番号を共にする被保険者とその被扶養者全員を一単位とし、一部の 方が利用した場合でも全員が利用したものとします。

(4)補助金/定額(1 泊につき)

- <1>西武グループ提携施設 被保険者 5,000 円 / 被扶養者 3,000 円
- <2>提携宿泊施設 被保険者 3,000 円 / 被扶養者 3,000 円
- ※利用者の補助金の合計が精算額を超えない範囲で補助します。
- ※対象となる金額には、宿泊料のほか飲食料や入湯税など宿泊施設で消費し、領収書に記載された金額を含めます。
- ※現金(電子マネー、QRコード決済含む)またはクレジットカードによる支払いが対象です。
- ※年齢による制限はありません。



(5)領収書

西武グループ提携施設および提携宿泊施設が発行する領収書が対象です。

- ※上記以外の領収書・記録・証跡(宿泊証明書、「領収書」と記載のないレシート、明細書のみ)での申請はできません。
- ※領収書の宛名はできる限り申請者の氏名で受領してください。

(6)申請開始日および申請期限

領収書の発行日を申請開始日とし、申請期限は領収書の発行日から90日以内とします。

(7)申請方法

- ①利用者が直接、対象施設にご予約ください。
- ②施設利用料金の全額を対象施設にお支払いいただき、領収書をお受け取りください。
- ③被保険者が Pep Up の『各種申請』により、領収書をもとに一人ずつの補助申請額を入力し申請してください。
- ※振込口座は申請者名義の口座を指定してください。また、申請者が同一の場合は指定する口座は1口座に統一してください。
- ※キャッシュカードに表示された氏名と口座名義人名の表記が異なる場合がありますのでご注意 ください。
- ※振込手数料は西武健保が負担します。
- ④申請が決裁になりましたら、後日指定の口座に補助金が振り込まれます。

(8)補助金の支払方法

申請者が指定した口座に西武健保が直接振り込みます。

(9)注意事項

- ◇被保険者および被扶養者の健康の保持・増進と心身のリフレッシュを目的とした制度であるため、出張・研修・職場旅行には適用されません。
- ◇宿泊日に健康保険の資格を喪失している場合はリフレッシュサポートをご利用になれません。
- ◇リフレッシュサポートは対象施設で施設利用料金を精算する場合に限り対象となります。インターネット等での事前決済は対象外です。
- ◇各対象施設の営業期間については、直接対象施設へお問い合わせください。
- ◇不正な補助申請をした場合は、補助金を全額返納していただきます。